

統監府の塩業政策について

田 中 正 敬

一 はじめに

これまでの朝鮮近代経済史研究では、対外貿易、なかく対日本貿易における重要な貿易品目であり、かつ朝鮮内においても主要な商品であった米穀、綿製品などの生産・商品流通構造などの問題について、研究が深められてきたものの、それ以外の商品については、かならずしも活発な研究が行なわれていたとは言い難い。

そこで本稿では、右のうち、塩の流通に関して若干の考察をしたい。朝鮮における塩業は、後述するように沿岸部などの限られた地域における局地的な産業であり、生産者も相対的に少ないために、それほど注目されてはこなかったように思われる。しかしながら必需品である

塩は、前近代より活発に商品生産が行なわれてきた品目の一つであり、生産部門における相対的な比重の低さをもつて、ただちに看過すべき分野であると位置付けることはできない。

従来、日本では、朝鮮塩業史についてのまとまった論考はほとんど皆無に等しい。⁽¹⁾ 韓国でも前近代についてはいくつかの研究があるのに対して、近代以後については研究が立ち後れているが、⁽²⁾ 近年発表された成果として、⁽³⁾ 李永鶴氏の研究がある。李氏は、開港以後の商品貨幣経済の進展と人口の増加、および対外貿易の成長にも刺激されながら、より一層塩の生産が活発化し、それはまた資本制的経営への発展の契機となったこと、しかしその契機は、中国からの安価な輸入塩が大量に流入したこと

によって閉ざされてしまったことを論証した。この見解について、本稿では詳しく検討する紙幅がない。ただ、後述する本稿の課題とも関連する問題として、李氏の研究では塩業政策については触れられておらず、また研究対象を併合以前に限定しているために、植民地期以後への展望が明確でないことがある。

筆者の関心は開港以後、植民地期に至るまでの朝鮮における塩の生産・流通の推転過程をたどることにあるが、本稿では、右の課題を達成する前提として、一九〇〇年代後半における統監府の塩業政策を中心に考察してみた。なぜなら統監府の塩業政策が、植民地期の塩生産・流通の動向に大きな影響を及ぼしていると考えられるからである。では次に統監府の塩業政策の前提となった、一九〇〇年代までの塩の流通状況を見ることとしよう。

二 朝鮮への外国塩の輸入過程とその影響

塩の製法は、生産地域の気候・地理的条件によって異なる。近代東アジアにおける中国沿岸部・朝鮮・日本では、海水から塩を採取するのが一般的であったが、化学的製造法が確立していなかった時代には、海水から塩を

採取するためには、太陽熱により海水中の塩の濃度を飽和点付近まで高め——この濃厚な塩水を鹹水という——、結晶化させる必要があった。右の海水採塩地域では、大きく分けて三種の製塩方法がとられていたが、本稿と関連する製法は以下の二つである。

第一は、撒砂した塩田に海水を湿潤せしめ、その砂を天日乾燥した後、砂に付着した塩分を海水あるいは鹹水で溶解し、さらに濃厚な鹹水を得る。これを釜に入れ、煮沸して残存水分を蒸発させ——この釜焚きの作業を煎熬という——塩分を結晶させる方法で、これを撒砂採鹹煎熬塩田法（以下、煎熬法と略称）といい、朝鮮・日本では一般的な製法であった。第二は、塩田を数区画に分け、海水を貯水池から蒸発池、結晶池へと移動させながら、最後に水分を蒸発させ、最後の結晶池で塩を自然に抽出する方式であり、これを天日塩田法という（以下、天日法と略称）。中国では元来、煎熬法が用いられたが、一七世紀に天日法が普及し、天日塩田への転換が進んだ。天日塩田は広大な干潟と塩田地造成のための多大な資本、晴天の連続する乾燥した気候条件とを必要とするが、その反面、撒砂など採鹹のための労働力や煎熬のための燃

料費などを要しない点で、煎熬法よりも生産費の面で有利な条件下におかれている。

しかし朝鮮では、一九〇〇年代後半までは天日法は確立しなかった。その原因として、降雨量が比較的多い地域だったこと、潮の干満差が著しいために天日塩田築造に必要な堤防の建設が困難だったこと、などがあげられる。したがって朝鮮では一八七六年の開港後、安価な中国天日塩の輸入が朝鮮内の煎熬塩生産・流通を常に圧迫したのである。

次に、開港後における朝鮮の塩生産状況を見てみよう。一九〇四年の推定によれば、全国における塩生産の割合は、五〇パーセントを全羅南道が占め、次に一二パーセントの慶尚南道、以下忠清南道、京畿道、黄海道、平安道、全羅北道、咸鏡道の順となっていた。村上正祥氏の研究によれば、この原因は塩田にふさわしい干潟の有無などの地形的条件(西海岸に塩田に適した海岸が多い)、あるいは北方ほど製塩に不利になる気候条件などにあった。その結果、西海岸では全羅南道に最も塩田が多く、かつ塩田形態も最も進歩していたため生産性が高かったが、東海岸では咸鏡南道の一部を除き塩田は少なかった。

岩塩などの鉱物資源が存在しない内陸部では塩の生産は不可能であり、塩は最も商品流通化の進んだ品目の一つとして、沿岸部の生産地から内陸部の各地方の市場に盛んに搬出されていた。

一八七六年に日朝修好条規が締結され朝鮮が開港すると、不平等条項を楨杆として外国産品が大量に輸入され、在来の商品流通構造を脅かすようになる。塩も例外ではなく、その先鞭をつけたのは日本産煎熬塩であった。一八八六年、咸鏡南道における暴風雨による塩田の破壊が、秋のキムチの漬け込み時期とも重なって、塩の欠乏をもたらし、日本塩輸入につながったのである。さらに一八九〇年以後の日朝貿易の拡大は、塩の輸入量拡大にも拍車を掛けた。また一九〇三年からは台湾からの天日塩も輸入されるようになった。

しかしながら、日本塩の消費地は、主に釜山・元山などの開港場付近や慶尚南北道に限られており、一八九七年を境に輸入量は減少していく(表一を参照)。以上の事実は、輸入日本塩に対して朝鮮産塩が十分な競争力を持ち、容易に駆逐され得なかったことを示している。また、その原因は、第一に日本塩の品質にもあった。すな

わち「当港（釜山港——引用者註）輸入ノ我食塩ハ讚州坂出、防州平生産ヲ以テ最多トシ備後尾ノ道産之ニ次ク其塩タル重ニ本邦（日本——引用者註）ニ於テ「イダシ」塩ト唱フル鹵汁多キ下等品⁽¹²⁾」であり、朝鮮塩よりも不純物が多いために塩分が弱く、「日本塩ヲ始テ使用セシ朝鮮人ハ大根ヲ漬ケ或ハ諸味ヲ醸スニ自國ノ塩ト同量ヲ用ヒ其味ヲ損シテ日本塩ヲ擯斥セシコトモ⁽¹³⁾」であつた。

第二には、日本商人の不法な商行為があつた。たとえば塩を包装する五斗俵の内容量を三斗三、四升にまで減じたり、あるいは詐⁽¹⁴⁾って法外な価格で売り渡すなどの欺⁽¹⁴⁾騙行為が後を絶たず、瀬戸内の生産地では日本塩の信用失墜を食い止めるために、塩輸出会社を設立する動きがあつたが、目立⁽¹⁵⁾つた成果は挙げられなかつた。

第三に、日本からの塩輸入量が減少していく最も大きな要因は、山東半島から最短距離に位置する朝鮮の西北海岸に向けて、安価な中国天日塩が輸入されるようになったことであつた。⁽¹⁶⁾中国からの輸入天日塩は、当初は全てウラジオストックに再輸出されたが、⁽¹⁷⁾しだいに朝鮮内でも消費されるようになり、一八九八年頃から輸入量が増加、一九〇三年以後に激増し、日本塩輸入量を減少せ

しめるとともに、朝鮮塩の生産をも圧迫した（表一）。一九一〇年頃になると中国塩は、黄海道・平安南北道などの西北海岸では朝鮮塩を圧倒してしまつた（表二）。

中国塩の輸入量が急増する直接の契機は不明だが、その背景として、次の二つの要因が考えられる。

第一に、朝鮮塩・日本塩双方が煎熬塩であつたのに対し、前述のように中国塩が安価な天日塩であつたことが挙げられる。断片的な記録だが、一九〇七年二月当時の開港場での百斤当り塩価を比較すると、釜山では朝鮮塩・日本塩が四・三七円であつたのに対し、鎮南浦における中国産塩は一・一六円、また同港での朝鮮産塩は一・四四円であつた。⁽¹⁸⁾地理的にかき離れた開港場内価格しか明らかではなく、また塩は需要量により大きく相場が変動する商品なので、この調査のみで単純に比較するのは危険であるが、このことから推測され得ることは、鎮南浦に輸入される中国天日塩が、低廉な生産費を武器として、朝鮮で相当安価に販売されていたという事実である。同時に注目されるのは、鎮南浦の朝鮮煎熬塩もまた、中国天日塩と大差ない価格で販売されている点である。このことは圧倒的に安価な中国からの輸入塩により

表1: 輸入塩の数量

	日本		清国		台湾		合計
1896年	19,604,809	99.0%	205,191	1.0%			19,810,000
97年	27,644,073	99.7%	76,227	0.3%			27,720,300
98年	20,553,601	86.6%	3,184,699	13.4%			23,738,300
99年	15,687,503	78.5%	4,289,097	21.5%			19,976,600
1900年	13,722,254	91.2%	1,331,346	8.8%			15,053,600
1年	15,551,521	71.9%	6,082,379	28.1%			21,633,900
2年	7,113,481	54.2%	6,005,319	45.8%			13,118,800
3年	10,226,197	33.3%	20,496,003	66.7%			30,722,200
4年							
5年	8,084,048	31.0%	17,121,240	65.6%	876,000	3.4%	26,081,288
6年	13,906,069	34.7%	17,077,056	42.6%	9,131,560	22.8%	40,114,685
7年	18,390,303	34.0%	25,966,171	48.0%	9,720,060	18.0%	54,106,534
8年	4,653,804	6.2%	54,705,853	73.3%	15,232,500	20.4%	74,592,157
9年	3,538,085	6.1%	45,610,593	79.1%	8,495,000	14.7%	57,643,678
10年	5,289,418	5.7%	83,324,783	89.3%	4,680,000	5.0%	93,294,201

出典: 李永鶴論文(註2を参照)を参考、1896年~1903年の数値は「京釜沿線=於ケル塩ノ需給状況(『通商叢書』1906年8月)、1905年~8年は『韓国塩務概況』(1910年7月)、1909年~10年は『朝鮮總督府統計年報』各年度。

単位: 斤。

表2: 朝鮮内各道における塩消費の動向

	朝鮮塩生産	朝鮮塩消費	中国塩消費	日本塩消費	台湾塩消費
京畿道	27,500	15,000	17,000	0	0
忠清北道	0	10,800	4,000	200	0
忠清南道	7,900	15,000	5,000	0	0
全羅北道	4,700	18,000	0	0	0
全羅南道	57,400	26,000	0	0	0
慶尚北道	7,800	23,700	0	3,800	4,500
慶尚南道	32,100	28,700	0	4,100	5,200
江原道	9,000	17,900	0	1,100	0
黄海道	12,300	8,000	20,000	0	0
平安南道	13,200	11,000	13,000	0	0
平安北道	1,200	900	18,100	0	0
咸鏡南道	24,900	17,700	0	300	0
咸鏡北道	2,000	7,300	0	3,700	0
計	200,000	200,000	77,100	13,200	9,700

出典: 『韓国塩務行政要領』(1910年)。

単位: ピクル(百斤)。

圧迫されつつあった西北海岸の在来生産者が、販売価格をぎりぎりまで押し下げることによってこの状況に対応し、自らの生産基盤を守る努力を続けていたことを示している。おそらくそれは、具体的には生産の効率化や労賃の切り下げ、あるいは手元に残る利潤の切りつめなどであったろうが、管見の限りでは、生産者のそうした努力について、直接に言及した資料は見当らない。いづれにしろ、中国塩の輸入が劇的に増大した背景が、価格にあったことは疑い得ないであろう。

次に、右と関連して第二には、朝鮮に輸入される中国産天日塩の相当量が、密輸入されていたと推察されることである。その性質上、朝鮮内に輸入される中国塩のうち、いかほどが密輸入であったのかは判然としないものの、ある推計によれば、仁川以北各地に正規に輸入される中国塩は約一二万石であるが、密輸入塩は三〇万石に上るとされる⁽¹⁹⁾。また塩は当時の中国では輸出禁止の品目であり、中国からの輸入塩は中国側の開港場をも通過しなかった。いづれにしろ、かなりの輸入分が密輸出入に關わるものであったとみられ、関税がかからない分だけ一層安価となったと考えられる（密輸入の実態について

は後述）。

以上のように、中国塩の輸入によって朝鮮内の塩の生産は大きな打撃を被り、衰亡の危機にさらされることとなった。同時にこの時期は、まさに日本が日露戦争に乗じて朝鮮への侵略を強化し、内政に積極的に干渉していく時期にあたっており、塩業に対しても、財政改革の一環として様々に手が増えられた。では次に、朝鮮塩業に日本がいかに関与していったのかについて見てみよう。

三 統監府による官製塩方針の確定と塩業改革

日本人による朝鮮塩業に関する初期の調査報告は、最初は日本塩の販路拡張を目的としていたが、中国塩輸入の急増以後、報告の内容は中国塩にいかに対抗しつつ朝鮮塩業の改良を計るべきかという方向に変わっていく。

たとえば、報告中にも「韓国塩田改良の要点」という一項目が付け加えられ、煎熬法の改良による生産費の節減や、天日塩田など新式塩田の築造による朝鮮塩業の改良が提言されている⁽²⁰⁾。そして当然のことながら、かかる改良の参考となったのは、日本の煎熬塩田、台湾における塩田開設の所産としての天日塩田築造技術の蓄積であ

った。

朝鮮塩業への日本の関与は、一九〇四年のいわゆる「目賀田改革」以後、朝鮮塩業改革として開始された。

すでに明らかにされているように、目賀田改革では、貨幣整理事業を初めとした改革が進められ、植民地幣制確立への道を創出したのであるが、朝鮮塩業についても、中国塩の輸入増大による朝鮮塩生産の低下、及びこれに伴う税制の整理が財政上から問題となり、塩業調査が行なわれるに至った。本格的な調査は、一九〇七年から一年まで行なわれ、同時に朝鮮における塩生産をいかに維持するかについて検討が進められた。

当時、統監府の朝鮮塩生産に対する現状認識は、「輸入塩特ニ天日製塩ノ価格低廉ナルモノニ競争シ得サルカ為メ漸次塩田ノ荒廢産額ノ減少ヲ見ルノミナラス勢ヒ塩業ノ利益ヲ減殺サレツ、アルノ状況⁽²³⁾」というものであり、統監府における課題が、安価な中国天日塩の輸入にいかに対応するかにあったことが窺われる。

だがそれと同時に、注意すべきことは、朝鮮塩業改革を進める基本的な目的である。すなわち、「同顧問(目賀田種太郎——引用者註)ハ財政ヲ整理スルニハ適當ノ

財源ヲ要シ又施政ノ改善ニ伴ヒ歳出ノ膨脹ヲ来スニ至ルベキヲ以テ明治四十年(隆熙元年)塩業ニ関スル調査ニ着手シタ⁽²⁴⁾」のであり、財源の確保に重点が置かれていたのである。

ところで中国塩の輸入増加に対応するためには、以下の二つの方策が考えられる。

第一に、朝鮮塩業に対する何らかの関与である。たとえば在来生産者への資金援助などの保護策、あるいは生産設備の改良により生産費を節減して、販売価格を中国天日塩の価格に均衡させるなどの方策である。

第二には、中国天日塩への統制策であり、関税の高率化、あるいは輸入そのものを制限する方策が考えられる。

朝鮮塩業改革のなかでは、第一の方策が改革の基本方針となった。具体的には、一九〇四年ごろに朝鮮の塩田改良試験の構想がたてられ、一九〇七年、京畿道仁川府朱安に一町歩の台湾式天日塩田、慶尚南道東萊府龍湖に二町歩の日本式煎熬塩田を建設し、同年より試験を行なった⁽²⁵⁾。試験の結果、一石当りの生産費は天日塩が約一円一〇銭、煎熬塩が一円五〇銭であった。このうち煎熬塩の試験結果については、

塩業ノ改良及開拓奨励ノ結果ニ依リ将来ヲ計ルニ：
外塩ノ輸入ヲ仰ガストモ当国ノ需要ヲ満タシ得ルノミ

ナラスソノ生産費ニ於テモ従来ヨリ約一円ヲ減少シ得
ヘキヲ以テ外塩ノ圧迫若クハ競争等ニヨリ仮令現在ノ
価格ガ下落シテ石ニ付一円五六十銭（現在石ニ付二、

五〇円）マデニ至ルモ尙当国ノ塩業ハ維持シ得ヘキ
ナリ⁽²⁷⁾

として、朝鮮産煎熬塩でも十分に中国産天日塩に対抗で
きるとした。

しかしながら、最終的な結論は「天日製塩ハ好成绩ヲ
収メ朝鮮ニ於テ確實ニ成立スベキコトヲ確カメ……清国、
台湾等ノ天日製塩ニ比シ決シテ遜色ヲ認メザルノ好果ヲ
収メ得タリ然ルニ煎熬塩ハ生産費ノ節約困難ニシテ到底
天日塩ニ對抗スルコト困難ナルヲ確メ得タリ⁽²⁸⁾」として、
朝鮮における煎熬塩生産の可能性が否定され、天日塩田
開設の必要性が強調されたが、天日塩の民間生産には否
定的であり、政府自らが天日塩田を築造・経営する、い
わば「官業製塩」の形式が望ましいとされた。しかも注
意すべきことは、こうした構想自体が、少なくとも塩田
試験以前の一九〇四年には存在していたことから見て、⁽²⁹⁾

塩田試験開始当初より官業製塩実現を目標としていたの
ではないかと考えられる。

この方針がいつ正式に決定したのかについて、正確な
日時は明らかではないが、一九〇七年一〇月二二日に天
日塩田で製造された塩の分析結果が報告されており、一
九〇九年には官営天日塩田の建設が開始されたことか
ら⁽³⁰⁾考えて、おそらくは一九〇八年頃には決定が下されたも
のと思われる。その結果、一九一四年までに京畿道朱安、
平安南道広梁湾に一〇三三町歩に及ぶ塩田が完成した。⁽³¹⁾

一方、建設に先立つ一九〇七年一〇月には度支部大臣よ
り、「塩務行政ノ計画ニモ影響スル」ために、民間人お
よび外国人による天日塩田開設禁止の訓令が出された。⁽³²⁾

その理由としては、第一に、「韓国ニ於テ天日製塩ヲ
自由ニ製造スルコトヲ許シタル晩ニ於テハ各自競フテ天
日製造ヲ企業スヘシ……故ニ現今以上ノ勢ヲ以テ従来式
煎熬塩ヲ市場ヨリ駆逐シ去ルハ明瞭ニシテ……韓国ニ於
ケル旧塩田数千町歩ハ徒ラニ荒廃ニ帰シ且ツ遊民ヲ救済
スヘキ途ナ」く、また第二に、「内国塩業不統一ノ結果
ハ外塩ノ輸入ヲ増進シ内国塩業ノ衰退ヲ来」すので「前
述ノ如ク塩業ノ衰退ヲ来タサハ政府ノ財政ヲ助ルコト能

ハサルハ勿論輸入塩トノ對抗上少許ノ課税ヲモ為シ能ハサルニ至ルヤ知ル可カラサルナリ」とする。⁽³³⁾すなわち、民間に天日塩田開設を許可すれば、生産に混乱を来し、一層塩業が衰退し、ひいては政府の財政収入にも支障を来すというのである。

それに比して、官業による製塩は、まず、「韓国ノ如キ財源ニ乏シキ国ニ在リテハ」恰好の財源となり、「他日相当ノ時期ニ於テ国庫ノ必要ニ随ヒ多大ノ経費何等ノ障碍ナク容易ニ製造専売制ヲ実施シ得ヘシ」とし、しかも「国庫ノ純収入ハ消費税又ハ販売専売ニ依ルモノニ比シ遙ニ巨大」であり、第二に「最大ノ大企業ナルカ故ニ統一ヲ欠キタル個人ノ小組織企業ニ比シ大ニ塩ノ生産費ヲ節約減少」し、「個人企業トシテ少数者ニ利益ヲ独占セシムヘキモノニアラスシテ宜シク国家事業トシテ一般国民ニ其恵ヲ分ツ」ことが可能だとする。そして第三に、「消費者ニ一定ノ価格ヲ以テ安全ニ供給シ得ヘク……産業政策上ノ必要ニ応シ……特別低廉ノ価格ヲ以テ販売シ之ヲ保護奨励」でき、さらに外国塩に対しては、安価な「天日製塩官営ノ曉ニ於テハ事実上輸入塩ヲ杜絶スルニ至ルヘキヲ以テ国家経済上重大ノ利益アリ」というよう

に、経済的・財政的な面で、有利だと述べる。⁽³⁴⁾すなわち、第一に財源の確保と将来の専売制への移行が構想され、第二に国家事業としての有用性が、第三に経済政策としての利益が、強調されているのである。

では、在来の製塩業者に対してはいかなる対策がとられたのであろうか。

旧来ノ塩田ハ之ヲ政府ニ於テ買収シ旧来ノ製塩業者ニ転業ノ資ヲ得セシメ政府ハ買上塩田ノ利用ヲ講究シ其ノ結果従来ノ従業者ハ相当ノ業務ニ従事スルコトヲ得ベク尚旧従業者中ニハ之ヲ天日製塩ノ労働等ニ従事セシムルコトヲ得ベキガ故ニ旧来ノ製造業ニ従事シタル者ハ旧塩業廃滅ノ為忽チ失業ノ悲境ニ沈淪スルコトナカルベシ⁽³⁵⁾

というように救済策として、民間塩田の買い上げなどが示されていたが、

古来ノ生業ヲ失フ煎熬塩製造者ヲ救済スル為出来得ベクンバ其ノ塩田ヲ買収スルコトト為サントセシモ之ヲ買収スルニハ相当ノ資金ヲ要スルヲ以テ財政上之ヲ実行スルニ至ラズシテ止ミタリ⁽³⁶⁾

という理由で、結局在来の塩生産者については、何等具

体的な救済策は施行されなかった。

以上のような方針に対して、塩業改革に携わった日本人技師から計画反対の意見書が出された。塩田技師塚本道遠は、官業生産による塩（官塩）の設定価格が中国塩に比べ高価であること、また経営に関して、塩生産予定額は過大で、生産費は過少に評価されていると指摘している。⁽³⁷⁾

そしてさらに、

韓人ハ清国塩ハ韓国塩ノ如ク嗜好セサルヲ以テ仮リニ清国塩ト韓国塩ト同価格ナレバ恐ラクハ一人ノ清国塩ヲ用ユルモノナカルベシ然ルニ今日清国塩ノ輸入ノ日ヲ逐フテ増加スルハ其低廉ナルカ為メニ生計上已ラ得ズ嗜好ヲ捨テ、之レニ赴クモノト言ハザルベカラズ此ノ案ノ如クンバ寧ロ韓国人ヲシテ嗜好ヲ全ク抛タシメテ尚其ノ生計上ノ利得ノ幾分ヲ奪ヒ去リテ政府ノ収入トナスモノナリ從テ案ノ如キ急激ノ方法ヲ取ルハ考慮ヲ要スル点ナリトス⁽³⁸⁾

とし、朝鮮人が、元来煎熬塩を嗜好することを指摘し、財政収入増大の目的のために煎熬塩生産をますます窮地に追いやるような統監府の方針に疑問を呈している。

また塚本と同様に塩田技師であった庵原文一は、次のような反対意見書を提出している。すなわち第一に、官営塩田の築造が在来の塩業者を苦況に追い込むこと、第二に、官営塩田の築造、経営のための費用は結局国民に負担を強いること、第三に、天日製塩法自体が適當かどうか、まだ「試験時代」であるにもかかわらず、「恰モ確實動カサルモノ、如ク思惟シ此方法ヲ以テ官營の事業ノ基礎ト為サントスルカ如キハ実ニ輕率モ甚シカルヘク」、むしろ積極的に塩田の開墾を奨励すると同時に、在来製塩法の改良を進めていくべきだと述べている。⁽³⁹⁾そして、「是等官營主義者ハ単ニ机上ノ算測ニノミ抛リ空中樓閣ヲ画キ其實質ヲ研鑽シ又國民ニ及ホス影響如何ヲ辨ヘサルモノト謂ハサルヘカラス」と官業塩田築造計画の推進を批判している。⁽⁴⁰⁾

右のような反対論が日本人技師から出されている状況下で、なぜ官業塩田建設計画が進行したのだろうか。先述したように、統監府側の関心はいかに財政収入を増やすかにあり、在来の塩生産を保護するよりは、官業塩田を築造し、将来、専売制へ移行させることの方が、はるかに重要だったのである。統監府内の計画においては何

よりも、「合理的・近代的」な塩田の築造と財政の確保が達成すべき課題であった。

以上、統監府の朝鮮塩業改革を中心に見て来た。次に中国塩の統制に関する統監府側の認識を見てみよう。

中国塩統制には「日本ニ於ケル専売制度ノ如ク外国輸入塩ヲ禁止スルカ或ハ高率ナル輸入税ヲ課シ以テ韓国煎熬塩ノ価格ト権衡ヲ保タシムルヲ要ス」るが、「斯ノ如キ政策ハ人為的ニ塩価ヲ高カメ一般人民ノ負担ヲ苛重ニシ經濟上不利益弊害一ニシテ足ラサル」という。

しかしながら結論的に言えば、輸入塩の統制が行なわれなかった理由は現実問題として外国塩の流入を防遏できなかつたためと考えられる。なぜなら先述したように、中国塩大量輸入のなかで過半を占めたのは、密輸入塩だったからである。以下、黄海道の事例を中心にみることにしよう。

当時、清の商人によって密輸入された品目は多岐にわたったが、中でも塩は、最も取引の多い貿易品であった⁽⁴²⁾。その理由は、次のようなものである。

古来本道(黄海道——引用者註)沿岸魚類豊富ニ漁業盛ンナルヲ以テ……此等ノ魚類ヲ遠隔ノ地ニ輸送ス

ルニハ之ヲ塩漬ニシテ其腐敗ヲ防クノ要アリ故ニ此際要スル所ノ塩ハ其量実ニ多大ニシテ到底此地方ノ産塩ノミヲ以テ充足スル能ハスシテ寧ロ反比例ニ塩ノ供給不十分ナルニヨリ勢ヒ此ヲ他ニ仰カサルヘカラス⁽⁴³⁾すなわち、朝鮮西岸の漁場における塩不足が外国塩の輸入拡大の原因の一つであった。そして、

殊ニ近年ニ至リテハ(黄海道は)前二仁川港ヲ控ヘ後二鎮南浦ヲ有スルヲ以テ貿易船舶ノ本道沿岸ニ往来スルコト実ニ頻繁トナリシカ後チ全国各開港場ニ税関ヲ設置シテ輸入物ニ課税スルニ及ヒ狡猾ナル清国商船及漁船ハ税関監視員ノ目ヲ盗ミテ本道沿岸貿易ヲ許可セラレサル土地ニ密輸入ヲ試ミ又ハ免許ヲ得ステ恣ニ近海ニ集合スル魚族ヲ捕獲スル等韓国ノ法規官憲ヲ無視スルノ行動甚タシク以テ今日ニ及ヘリ⁽⁴⁴⁾

というように、中国商人による密輸入は深刻な問題となっていたのであり、しかもそれは、朝鮮近海において盛んであった中国漁船による密漁とも関連するものであった。また彼らは売買の対価として、薪・米・大豆・麦などを購入していた⁽⁴⁵⁾。このように「清国商船ノ来ルハ昔ヨリノ習慣ニシテ若シ来ラサレハ塩ノ需給ニ苦シムヲ常」⁽⁴⁶⁾

としたという。すなわち、塩の密輸入は一面において、黄海を挟んだ朝鮮・中国両地域間の商品流通を前提条件として成り立つものであったといえよう。

この対策として、密輸入船の来航が多い港湾に税関監視所が増設された。一九〇七年には平安北道に三カ所、⁽⁴⁷⁾ 黄海道に二カ所の監視所が設置され、取締の結果、仁川港では塩の輸入高が激増した⁽⁴⁸⁾という。しかしながら当時の記録では、この増加は、仁川の醬油会社による日本からの輸入分ではないかと推定されており、⁽⁴⁹⁾ 監視所増設の「成果」を誇る記述は見当らない。また当時の監視所は、

韓人家屋三軒ヨリ成レル監視署ト三名ヨリ成レル署員トヲ以テ十分ニ此広大ナル沿岸ノ密輸出入及密漁ヲ監視スルコト難キ而已ナラス沿岸ヲ巡回スヘキ一ノ船舶ナク単ニ陸路ニヨリテ海岸線ニ沿ヒ徒歩出張巡視スルノ実況ナレハ其効果ノ多大ナル能ハサル⁽⁵⁰⁾

という実情であったことから考えて、一九〇〇年代後半期における税関取締体制は未だ不十分であったと推察される。したがって統監府による中国輸入塩防遏・統制は全く実現不可能な状況下にあったと考えられよう。

四 結びに代えて

朝鮮開港以後の外国貿易の飛躍的な拡大に伴う、密輸入塩を含む安価な中国塩の流入は、朝鮮在来の塩業に大きな影響を及ぼした。特に一八九〇年代後半からの中国産天日塩の輸入拡大、一九〇〇年代前半以後の激増は、在来塩業の衰退をもたらした。

中国塩輸入増加の原因は、何よりもその廉価にあった。しかも輸入のうちの多数は、開港場を経由しない密輸入塩であったため、関税が賦課されないだけ、一層安価であった。換言すれば、一九〇〇年代以後における朝鮮への輸入塩は、中国の山東半島と朝鮮の西北海岸との間の商品流通構造を前提として、その多くが、国家間貿易の間隙を縫った形で輸送されたのである。このような密輸出入商品の流通は、鴨綠江などの国境河川沿いでも行なわれていたが、その実態については紙幅の制約上、別稿を期したい。

以上のような情勢下で朝鮮塩業改革を遂行した統監府は、民間塩業者の保護・育成政策を切り捨てる一方、財源の確保を狙った官営天日塩田の建設計画を推し進めた。

そして、それは塩業改革という名目で目指された「朝鮮塩業の近代化」の本質を如実に示すものであった。

しかしながら、かかる方針は、単に日本の恣意的・強圧的な政策のあり方のみを表現しているのではない。一面において、中国塩の大量流入という状況、そしてその流入を全く阻止できなかったという歴史的前提条件が統監府の塩業政策を規定していたのである。

その後、官塩の生産は予想ほどには生産が伸びず、また価格も中国塩を上回っていたため、その販路は常に中国塩によって脅かされることとなった。統監府の政策を引き継いだ朝鮮総督府が最終的に輸入塩に対する統制権を確立するのは、一九三〇年三月公布の「塩ノ輸入又ハ移入ニ関スル件(塩の輸移入管理令)」（制令第一号）によってであり、専売制を施行し得たのは実に一九四二年のことであった。⁽⁵⁾

中国天日塩の輸入増加、官営天日塩田の築造は、その後の朝鮮内における塩流通に大きな影響をもたらしたと考えられる。特に問題となるのは、在来煎熬塩生産者が、内外の天日塩流通下での、いわば「二重の外庄」によって、再生産の危機に立たされた中で、この危機にい

かに対処し、自らの生産基盤を守っていったのかという生産者側からの視点である。だがその具体的な様相については、他日を期したい。

(1) 管見のかぎりでは、日本では、近代朝鮮における塩の生産・流通に関する論考はない。概論としては渡辺惇「外地塩業と日本塩業」（日本専売公社編『日本塩業大系』近代(稿)、一九八二年）があり、塩の生産技術については、村上正祥「朝鮮の在来製塩法について(1)・(2)」（『日本塩業の研究』二〇・二二、一九九一年六月・一九九二年六月）がある。

(2) 韓国での研究については、李永鶴「開港期 製塩業에 대한 연구——資本制約經營을 중심으로」（『韓国文化』一一、ソウル、一九九一年二月）、および金在完「朝鮮後期 塩의生産・流通에 대한研究——漢江流域을 중심으로」（ソウル大学校、地理学科修士學位論文、一九九二年）を参照。

(3) 前掲、李永鶴論文を参照。

(4) 小沢利雄「東および東南アジアの塩田製塩法の地域差について」（『日本塩業の研究』二二、一九九二年六月）の整理による。

(5) 後に統監府・朝鮮総督府によって、朝鮮西海岸に天日塩田が建設されていくが、建設中も建設後もたびたび堤防の決壊に悩まされた。たとえば一九二二年から京畿道始興

郡君子面に建設が着手された君子塩田は、堤防の決壊が重なり、完成までに三年五カ月の歳月と一四〇万八千円の工事費、延べ約一〇万人の労働者とを必要とした(石橋雅威編『朝鮮の塩業』友邦協会、一九八三年、九四―七頁)。

(6) 「韓国食塩産出額及内国消費額」(『地学雑誌』一六卷一九一一年、一九〇四年一月)七三―七四頁。

(7) 前掲、村上正祥論文、一三四頁。

(8) 「朝鮮国元山港日本食塩ノ商況」(『通商報告』二二、一八八七年五月)九頁。

(9) 「釜山港ニ於ケル日本食塩商況」(『官報』二八七六、一八九三年二月)二三頁、によれば、釜山港へ輸入された日本産塩は、一八八九年には二六四九トンであったが、九〇年には三二四一九トン、九一年には八六八二三トンに上っている(仁川・元山・ウラジオストックへの再輸出分を除く)。

(10) 台湾総督府専売局『台湾専売志』(一九二五年)四七―六頁。

(11) 農商工部水産局編『韓国水産誌』(第一輯、一九〇八年)五八―四頁。

(12) 前掲、「釜山港ニ於ケル日本食塩商況」二三頁。

(13) 同右、二四頁。

(14) 「朝鮮国元山港輸入日本食塩販路上ノ注意」(『通商報告』三五、一八八七年九月)一一頁。

(15) 「食塩輸出会社設立趣意書(一八八七年一月)」(『日本塩業大系』近・現代資料篇一、日本専売公社、一九七五

年三月)四〇九頁、によれば、設立の目的は当時の状況が「朝鮮国へ食塩輸入ハ明治十七年以来年々増加シ彼國ノ製塩ヲ圧倒セントスルノ勢ニ際シ目下ノ小利ヲ貪ルモノ輩出シ、為メニ塩価非常ノ高低ヲ生シ價格一定セサルヨリ終ニ韓人ノ信用ヲ失ヒ、大ニ開ケントスルノ販路却テ閉塞スルノ状況ヲ顕出セル」ため、食塩輸出会社を設立して價格の安定化と販路の拡張とをめざす、というものであった。

(16) 「仁川港ニ於ケル清國産食塩再輸出景況」(『官報』二八〇三、一八九二年一〇月)三〇六頁、によれば、朝鮮に輸入される中国産地は、江蘇省・山東省地方であり、中でも烟台・石島が中心であったという。また前掲、『韓国水産誌』(第一輯、一九〇八年)五八―四頁、によれば、中国産は「鴨緑江、大寧江、清川江、大同江、載寧江、臨津江、礼成江の流域地方及平安南北道、黄海道、京畿道の沿岸地方に供給せらる、又近年に至りて群山及錦江方項江(全州江)の流域を犯し、尚京釜鉄道沿線の金泉、大邱並に釜山元山又城津付近に侵入するに至」った。

(17) 前掲、「仁川港ニ於ケル清國産食塩再輸出景況」三〇六頁。

(18) 「天日製塩官業計画書(手稿)」(『韓国塩業に関する参考書類』一九〇九、「大分県中津市稲浦家所蔵『稲浦家文書』」に収録)中の一九〇七年一月調査による。

(19) 渡辺為吉「密輸入塩状況調査」(『財務週報』三六号付録、一九〇七年)二七頁。

(20) 「韓国塩田状況」(『通商彙纂』二七、一九〇六年五月)

三二頁。

- (21) 目賀田改革の意義、内容に関して、村上勝彦「第一銀行朝鮮支店と植民地金融」(『土地制度史学』六一、一九七三年一〇月)、および羽鳥敬彦「朝鮮における植民地整制の形成」(『未來社』一九八六年)を参照。
- (22) 朝鮮総督府専売局編『朝鮮専売史』(第三卷、一九三六年)二七五頁。
- (23) 度支部臨時財源調査局『韓国塩務行政要領』(一九一〇年、前掲、『稻浦家文書』所収)八頁。
- (24) 前掲、『朝鮮専売史』(第三卷)二七五頁。
- (25) 木浦領事若松克三郎「製塩業試験場に関する件」(外交資料館所蔵『韓国塩業関係雜纂』整理番号三一五—八—九〇、所収)。
- (26) 前掲、『朝鮮専売史』(第三卷)二九七頁。
- (27) 「韓国製塩業ノ現在及将来」(手稿。執筆年不詳だが、煎熬塩田試験の結果を記録したもので、一九〇〇年代後半に書かれたものとみて間違いないと思われる。農商工部『韓国塩業に関する書類』所収)。
- (28) 前掲、『朝鮮専売史』(第三卷)二九七頁。
- (29) 木浦領事若松克三郎「韓国塩業を我官業となす義に付調査方上申の件」(外務大臣小村寿太郎宛書簡、一九〇四年七月七日、前掲『韓国塩業関係雜纂』所収)。
- (30) 「朱安天日製塩試験成績」(『財務週報』三一、一九〇七年一月)三八五頁。
- (31) 前掲、『朝鮮専売史』(第三卷)三〇一—二頁。
- (32) 同右、二八四頁。
- (33) 前掲、『韓国塩務行政要領』九—一〇頁。
- (34) 同右、二—五頁。
- (35) 前掲、『朝鮮専売史』(第三卷)二八七頁。
- (36) 同右、二九三頁。
- (37) 塚本道遠「韓国天日塩田官業計画書ニ対スル意見ノ要領」(手稿、執筆年不詳)。
- (38) 同右。
- (39) 庵原文一「韓国塩業ヲ官営トナスノ計画ニ反対スル理由概項」(手稿、執筆年不詳)。
- (40) 同右。
- (41) 前掲、『韓国塩務行政要領』九頁。
- (42) 「密輸入及密漁獵船ニ関スル報告」(『財務週報』三五、一九〇七年二月)一八五—八頁。
- (43) 同右、一八五—八頁。
- (44) 同右、一八五—七頁。
- (45) 同右、一八五—八頁。
- (46) 前掲、『密輸入塩状況調査』一六頁。
- (47) 韓国政府財政顧問部「韓国財政整理報告」第四回、一七一頁、第五回、二五二頁。
- (48) 仁川府庁編『仁川府史』(一九三三年)九七—四頁、によれば、「明治四十年後の(仁川港の——引用者註)輸入高激増は(それまで戒克による支那の密輸入が盛んであって従って輸入統計に計上されてなかったところ)戒克に対

する取締が嚴重となつたため、余儀なく輸入手続を経ねばならぬことゝなつたが故である」としている。

(49) 「水産物及塩業上調査ノ件」〔財務週報〕三七、一九〇七年(二月)五二三頁、によれば、「仁川ニ輸入セラシモノ本年度ニ於テ俄然激増セルヲ見ルモ税関ノ統計ニ生産地ヲ欠クヲ以テ容易ニ其原因ヲ知ルニ難シト雖想フニ仁川醬油会社カ原料トシテ輸入セルモノ」であり、實際、右報告中の輸入統計表による、一九〇六年と〇七年(ただし〇七年は一月まで)との比較では、日本からの輸入数

量が、千斤から四三三万斤に激増しているのに対し、中国からの輸入は、五四〇万斤程度ではほとんど変動がない。

(50) 前掲、「密輸入及密漁獵船ニ関スル報告」一八六三―四頁。

(51) 前掲、「朝鮮の塩業」(第三卷)を参照。

〔付記〕 本稿を執筆するにあたり、東京都渋谷区「たばこと塩の博物館」所蔵の貴重な資料を多数活用させていただいた。快く閲覧を許可して下さった同館に感謝の意を表したい。

(一橋大学大学院博士課程)